

国立近現代建築資料館運営委員会の組織及び運営に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立近現代建築資料館の組織に関する規程第5条第2項に基づき、国立近現代建築資料館（以下「建築資料館」という。）の運営委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(運営委員会の役割)

第2条 運営委員会は、建築資料館の業務運営に関する重要な事項について、館長からの求めに応じ、意見を述べるものとする。

(委員)

第3条 委員は、近現代建築に関する学識経験を有する者のうちから、長官が委嘱する。

2 委員は7名以内とする。

3 委員の任期は、委嘱した日から当該年度末までとする。

4 委員は、職務上知り得た秘密及び個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(運営)

第4条 運営委員会は、館長が招集する。

2 運営委員会に座長を置き、座長は委員の互選により選出する。

3 座長は、運営委員会の会議の議事をつかさどる。

(外部有識者の参加)

第5条 館長は、必要に応じ、外部有識者の参加を求めることができる。

(小委員会の設置)

第6条 運営委員会に、特定の事項を調査させるために必要があるときは、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の運用等に関し必要な事項は館長が別に定める。

(その他)

第7条 運営委員会の庶務は、政策課国立近現代建築資料館資料館係において行う。

附則

この規程は、平成24年11月9日から実施する。